時事新報

第千三百六十一號
明治十九年八月廿三日　月曜日
舊丙戌七月廿四日（乙卯）
日出午前五時二十六分　日入午後六時三十九分
月出午後十一時四十一分　月入午前十一時五十一分
滿潮午前十時四十一分　午後十一時零五分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲グル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ遞送無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）
●東京●横濱、横須賀●神奈川、藤澤、大磯、小田原、函根七湯、韮山、修善寺、三島、沼津、原、吉原、興津、清水、靜岡、濱松、島田、藤枝●大坂、京都、大津、和歌山●神戸、姫山、笠岡、尾ノ道、郡山、廣島、德島、高知、下ノ關、長崎●名古屋、岐阜、岡崎、四日市、桑名、津、松坂、山田●仙臺、福島、二本松、白石、石ノ卷、函館、青森、弘前●高崎、小諸、岩村田、上田●宇都宮、鹿沼、八王子、千住、越ケ谷、粕壁、杉戸、幸手、加須、關宿●千葉、佐倉、東金、八幡、船橋、市川
其他同地近傍配達便宜ノ個所ハ同シク遞送料不申受候

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

目下新聞紙の記事論説は如何して可ならん

衆口金を鑠すとは正に今世の新聞紙を評するの語に適用して可ならん我輩新聞記者にてありながら新聞紙の勢力に就ても自から驚くこと多し其事實を記して天下の耳目を誤ることなからしむるは勿論なれども數多き記事の中には新聞紙の誤謬よりして却て人を誤ることも亦少なからず又時としては腹の宜しからざる商人又は政治家などが之を利用して種々樣々の說を作り是非曲直を逆まにして黒白長短を瞞着し傳へ又傳へて遂に衆口金を鑠その工風を運らし以て自から爲にするが如きに至りては其毒害實に言ふ可らざるものあり左れど新聞紙は社會の有害物として一切これを禁せんかと云ふに有害の代りに利も亦多くして利害相償ふのみならず文明進歩の利器として缺く可らざるものなれば寧ろ之を獎勵するこそ得策なれ交通自在の今の世の中に於ては百事意の如くなると同時に又意の如くならざるものも多きが故に其記事論説の誤ると誤らざるとに拘らず勝手次第に放却して甲の誤るものは乙の正すに任せ、乙の非なるものは丙の駁論を許し諸の新聞紙が相互に筆戰論駁する其中に輿論の如何を卜するの外に好方便ある可らず殊に他國の發兌に係るものゝ如きは國と國との間に之を左右制御す可き權利もなきことなれば甲國の紙上に非と云ふて誤るときは乙國の筆を以て之を正して是とするの一法あるのみ即ち新聞紙の禍を防ぐに新聞紙を以てし金を鑠すの筆を以て他の金を鑠すものを鑠すの工風に依賴するものあり故に方今文明諸國公私の交際に於て能く新聞紙を活用する者と然らざる者とを比較するときは其得失決して少々ならず被る可らざるの曲を被る者あり、得べからざるの名聲を得る者あり、禍福の歸する所奇々妙々にして詰り多言なる者が利益を占ると云ふも可なり古人の誡に多言を無言に若かずと云ひ、口は禍の門なりと云ふが如きは文明繁多の世に通用す可らず今日の實際に於ては沈默の門に損亡來ると云はざるを得ず英國人が東洋に出入して名利を專にするが如き樣々の原因ありと雖ども東洋諸國に英人の發兌する英字新聞甚だ多くして常に其本國の新聞社に連絡し共に同國人の權利榮譽を保護するの勢力も亦預りて大なりと云ふ可し

以上は新聞紙の性質效力を汎論したる者にして扨近く我日本の新聞紙は如何なるものぞと尋るに平生は尋常一樣の事を記して差したる奇觀もなく世界普通の新聞紙に似たれども一旦緩急の國事に逢ふ毎に其筆鋒頓に鈍りて紙面分明ならず時としては大切なる出來事を逸して數日數箇月を經たる後に外國船來の新聞紙上に見ることあり其船來の文字も事實を記して誤らざるものなれば尚可なりと雖ども往々事の反對を喋々して是非曲直を逆にし黒白長短を誤る者なきに非ず例へば明治十七年朝鮮京城の變亂に我諸新聞紙が報道の機を誤りて大切なる事實を逸したるは相違なきことにして其時には世人も左ほどに思はざりしかども後に至りて歐米諸國の新聞紙を見れば其事を記そのみならず事の實を誤るもの多かりきは世人の普く知る所なるに就ては今回長崎の事變に付き又例の如くに日本の新聞紙は記事の遲鈍なる其際に早くも其事情を海外に傳へて訛傳誤報の種子を歐米の社會に流布せしむることはなかる可きやと我輩の深く憂慮する所なり抑もこの事變の曲は支那水兵に在ること明白にして軍艦の長官等が之を公諾するにも默諾するにも其邊は扨置き我日本人が害を被りたる其害を賠償するの責は支那の軍艦に在ること申すまでもなき次第なれども新聞記者が事を圓滑に始末せんとて智巧に出でゝ成る丈け事柄を平易に記し此事たるや唯一時の間違に生じたるのみ水兵の擧動も左まで暴ならず巡査の處置も至極穩なり斯る間違は每度ありうちの事にして驚くに足らず不日にして平和の局を結ぶ可しなど云へば我國人の血氣を激昂せしむるの憂なくして暫時の都合は宜しきに似たれども内外人の中には政治家も多く商人も少なからずして其心術測る可らず彼の新聞記者が此事變を尋常一樣の出來事と明言したるこそ幸なれ即ち支那水兵には暴動の罪なしとて其罪を遁るゝの口實に記者の言を用るのみか油斷とすれば百口喋々金を鑠して逆捻に出掛け曲日本に在て直支那に在りなど漫語を放つが如き珍事なきを期す可らず斯の如きは則ち内の人氣如何の心配はなくして外に對するの國權を顧みざるものなり既に一昨日の時事新報雜報欄内に記したるヘラルド新聞の怪說の如き其說誠に怪なれども日本諸新聞紙の論鋒都て遲鈍にして其中にも殊更に事實を縮小し棒大を針小にして平和を裝ひ恰も空嘯くが如き顏色する其際に怪說却て千里に馳せ世界中の耳目をして普く怪ならしむるの心配なきを得ざるなり

左れど新聞紙は實を傳ふるに有力なると同時に虛を流布せしむるにも亦有力にして到底意の如くなる可きものにあらざれば之を其記者の本心に放任して事實を直筆し曲直の品評を曖昧にせずして輿論の向ふ所を明にし以て内の進歩を促がし以て外に國權を維持するの場合に至らんと我輩の切望する所なり今回長崎の事變に逢ふて特に感あり依て一言して讀者の所思如何を問ふ

官報

○内務省訓令第十六號　各縣

各縣經費科目表中俸給及諸給ノ項死亡賜金ノ次ヘ知事交際手當ノ一目ヲ追加ス

明治十九年八月廿一日　内務大臣伯爵山縣有朋

○領事代理　兵庫及大坂在留英國領事セームストループ（James Troup）は健康保養のため休暇を得て來月一日頃より一時任所を去るに付き其不在中はダブリウ、エ、ウールレー（W.A.Woolley）代理領事として館務を取扱ふ旨同國公使より外務省へ通知ありたり

○流行地外虎列刺　北海道函館去る十八日新患四十四人、新舊死亡卅三人」京都府（丹後國）去る十八日新患一人」兵庫縣（但馬國）去る十八日新患二人、死亡一人」埼玉縣去る十八日より廿日迄新患八十八人、新舊死亡五十七人」群馬縣去る十八日より廿日迄新患六人新舊死亡四人」栃木縣去る十八日新患七人、死亡四人」山梨縣去る十八日十九日新患七十四人、死亡廿七人」秋田縣去る十八日十九日新患八十七人、死亡四十一人」青森縣一昨十九日新患卅八人、死亡十八人」福島縣去る十八日新患六人內死亡二人」岐阜縣去る十八日十九日新患六人、內死亡二人」長野縣去る十八日十九日新患百七人、死亡六十五人」靜岡縣去る十六日より十八日迄新患十六人、死亡十一人」愛知縣去る十六日十七日新患十七人、死亡十五人」德島縣去る十八日新患八人、新舊死亡八人」鳥取縣去る十八日新患十一人、死亡九人なり

○朝鮮虎列刺の衰勢　朝鮮國各地の虎列刺稍消滅に歸したるを以て本月七日より各人民の行通遮斷を解き且絶影島に假設しある貿易場を廢したり然れども尚殘毒の怖あるを以て居留地に出入するものは便宜消毒法を施行せる旨本月十日附を以て在釜山領事館より報告あり

（以上本年八月二十一日官報）

雜報

○朝鮮日誌第十三（去廿日の續）　七月二十三日より天晴る正午は常に華氏寒暖計九十度內外なり〇二十五日この日敦賀丸便の定期郵信に接せり〇二十六日外衙主事李典濟衆院主事全良默兩氏來り余に質するに學校規則を以てせり朝鮮政府にては今春米國代理公使に依賴して小學教師を備ひ之に近日來着せり即ち男教師三人女教師一人にて先づ貞洞に師範學校樣のものを開らく積りにてすでに規則の下調丈け成就せしを以て余に其檢閱を托せしなり〇二十七日及び八日は共に晴天にて暑氣頗る烈し〇この程日本公使館にては人を西小水口の兩門に出し其處を通行する葬式の數を撿せしに水口門二百西小門二百五十餘なりしと云ふ京城の周圍にはし八門あり其他一門あれども平常は閉ぢて通ぜず死者は必らず西小水口の兩門より送り出す例にて其他各門はこれを許さゞれば當日京城より死者を城外に送り出せし數は四百五十餘にして當日又は前日に死亡せしものならん日々兩門より葬式の出づるは四五百にしてこの日は却て少なき日なる由一人の守門將なり二十七日に水口門より出でし葬式の數を算せしに三百七十餘なりとせば西小門を以て假りに同數とするも七百餘なるべし毎日平均死亡三百に近かるべしと思ひ居るを恐るべし恐るべし朝鮮にても人民の死亡如此なるを其儘に指置くも如何と思ひけん去る二十五日漢城府に命じて死亡の數を錄上せしめたるに城內及び城外（本府管轄の地）を合せて九千餘人ありとそれは翌日に錄上せりこを十中八九はコレラ病に罹れるものなれども消毒撿疫の法なければ天氣の回復を竢つの所謂命を天に聞くとはこの事なり各國公使館にては夫々消毒撿疫の法を行はれ日本公使館の如きは公用の外一切出入を許さずために公私の交際は一時中止の有樣なり」本府管轄の城外地は各城門より十里（朝鮮里法）以內にして南大門外より西小門外に連なり所謂支那街道には人家多きまあの邊コレラ病尤も盛なりと云ふ支那街道を進みて迎恩門を過ぐれば弘濟院とて女郎屋軒を連らぬこの邊は別にコレラなし又漢江に添ふたる麻浦は人家多く死亡甚だ盛んに一家を舉て死亡したる家多し京城より仁川に赴くみは必らず過ぐるの要津なり東大門外の馬場里も亦城外の地にして本府の管轄なれど未だ多くの死亡なしと云ふ」大闕內には一人もコレラ病に罹りしものなしと云ふ」外衙協辦趙準永氏はコレラ病にて死せり〇廿八日兵曹判書閔泳翊氏は右營督使兼左捕大將に兼任し左營使閔應植氏はその官を免ぜられ右營營使韓圭卨